

議案第 6 号

八幡浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 27 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市職員の給与に関する条例（平成 17 年条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削るものとする。

改正後	改正前
<p>(勤務 1 時間当たりの給与額)</p> <p>第 18 条 勤務 1 時間当たりの給与額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びに規則で定める手当について規則で定める額の合計額に 1.2 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 5.2 を乗じたものから勤務時間条例第 9 条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日に係る勤務時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 19 条 (略)</p> <p>2.3 (略)</p> <p>4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度合い等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規</p>	<p>(勤務 1 時間当たりの給与額)</p> <p>第 18 条 勤務 1 時間当たりの給与額は、給料月額及び規則で定める手当について規則で定める額の合計額に 1.2 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 5.2 を乗じたものから勤務時間条例第 9 条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日に係る勤務時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 19 条 (略)</p> <p>2.3 (略)</p> <p>4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度合い等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規</p>

定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 (略)

(勤勉手当)

第19条の4 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額 _____ を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第19条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第19条の4第3項」と _____ と読み替えるものとする。

5 (略)

附 則

1～11 (略)

定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額） _____

に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 (略)

(勤勉手当)

第19条の4 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額） _____ とする。

4 第19条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第19条の4第3項」と、「合計額」とあるのは、「月額」と読み替えるものとする。

5 (略)

附 則

1～11 (略)

(55歳を超える職員の給料月額等の減額支給等)

12 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職

員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額(当該特定職員が第13条本文の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条本文の規定により半額を減ぜられた給料月額。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額(当該特定職員が同条本文の規定の適用を受ける者である場合(当該特定職員が育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員である場合を除く。)にあっては当該最低の号給の給料月額からその半額を減じた額とし、当該特定職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては当該最低の号給の給料月額に算出率を乗じて得た額(当該特定職員が同条本文の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該額からその半額を減じた額)とし、当該特定職員が短時間勤務職員である場合にあっては当該最低の号給の給料月額に勤務時間条例第2条第3項又は第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(当該特定職員が第13条本文の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該額からその半額を減じた額)とする。以下この号において同じ。)に達しない場合(以下この項、附則第14項及び第15項において「最低号給に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第14項において「給料月額減額基礎額」という。))

(2) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額とし、第19条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該額に、当該額と同項に規定する100分の1.5を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額とし、同条

第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に、当該額と同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額

(3) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額とし、第19条の4第4項において準用する第19条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に、当該額と同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第15項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第19条の4第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額とし、同条第4項において準用する第19条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に、当該額と同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第15項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第19条の4第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(4) 第20条第1項から第5項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第20条第1項 前3号に定める額

イ 第20条第2項又は第3項 第1号及び第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第20条第4項 第1号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第20条第5項 第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

給料表	職務の級
行政職給料表	6級
医療職給料表(二)	6級
医療職給料表(三)	6級

1.3 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

1.4 附則第1.2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第1.2条及び第1.4条から第1.6条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第1.8条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額に1.00分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

1.5 附則第1.2項の規定が適用される間、第1.9条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第1.2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に1.00分の1.425を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に1.00分の9.5を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(八幡浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

2 八幡浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>附 則 1～3 (略)</p>	<p>附 則 1～3 (略)</p> <p><u>(八幡浜市職員の給与に関する条例附則第1.2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)</u></p> <p><u>4 八幡浜市職員の給与に関する条例附則第1.2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第1.7条第3項の規定の適用については、同項中「第1.8条」とあるのは、</u></p>

「附則第14項」とする。

提案理由

国に準じた地域手当の支給並びに55歳を超える職員（行政職給料表6級相当以上）の俸給等の1.5%減額支給措置の廃止に伴い、所要の改正を行うため。